

パートナーシップ構築宣言 記載要領

2020年6月
(2024年3月 改正)

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議 事務局



内閣府



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。

公益財団法人

全国中小企業振興機関協会

はじめに パートナーシップ構築宣言とは

パートナーシップ構築宣言とは、事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

2020年5月18日に経団連会長、日商会頭、連合会長及び関係大臣をメンバーとする「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」を開催し、厳しい経済状況を乗り越えるためにも、「パートナーシップ構築宣言」を導入することを決定しました。

「宣言」には、

- ① **サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携、**
- ② **親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）の遵守、**
を盛り込んで頂くことにより、中小企業の事業継続と取引適正化を後押ししていくこととしています。

また、「宣言」した企業の取組を「見える化」するため、（公財）全国中小企業振興機関協会の運営するポータルサイトに、「宣言」を掲載します。

持続的な賃上げの実現に向けて、取引適正化の推進が鍵であり、パートナーシップ構築宣言の重要性は一層高まっています。多くの企業経営者の方々が「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表し、着実に実行いただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

パートナーシップ構築宣言のひな形 (1/2)

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 企業間の連携（オープンバージョン、M&A等の事業承継支援 等）
- b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- c. 専門人材マッチング
- d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

p.4

p.5

（次ページにつづく）

パートナーシップ構築宣言のひな形 (2/2)

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

（例）取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

（例）約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

p.8

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

【定型部分】

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別記載部分】

（個別項目）

※下記から積極的に取り組む項目を特定し、項目毎に取組内容を具体的に記載してください。

- 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援等）
- IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援等）
- 専門人材マッチング
- グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達等）
- 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施等）

記載上の注意

【定型部分】

- ・定形部分については、原則そのまま引用し、記載してください。
- ・特に、冒頭の「当社は、・・・」について、「当社グループは、・・・」など、企業グループとして宣言する形での公表は受け付けておりません。同一グループ内であっても、それぞれの企業ごとに宣言することを検討ください。

【個別記載部分】

- ・a～eの項目のうち、取り組む内容を選択し、具体的な内容を記載ください。（複数選択可）
 - ※生産工程等の脱・低炭素化とは、サプライチェーン全体での省エネ化のために大きな脱炭素化効果を持つ製品の生産設備の導入やエネルギー管理設備を刷新することを指します。
 - ※グリーン調達とは、納入先企業が、サプライヤーから環境負荷の少ない商品・サービスや環境配慮等に積極的に取り組んでいる企業から優先的に調達することを指します。

（記載例）

- ・オープンイノベーションを活用した新規事業創出に取り組む。
- ・サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。
- ・取引先からの出向者をチーム化し、ものづくり改革活動など人材育成活動を推進する。
- ・環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に調達を行う。

（取組の参考例）

○パートナーシップ構築宣言取組事例集

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html#jireishu>

2. 「振興基準」の遵守

【定型部分】

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

※「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図るという下記項目の趣旨に留意する」場合には、その旨記載ください。

【個別記載部分】

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

※「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取組方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、①に追記してください。また、独自に文書等を作成されている場合は別紙として添付してください。具体的な記載方法については、記載要領及びFAQをご確認ください。

② 型管理などのコスト負担

「型取引の適正化推進協議会報告書」に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」や、「型の取扱いに関する覚書」を踏まえて型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、下請事業者に対して型の無償保管要請を行いません。

※型とは、金属、プラスチック、ゴム、ガラス等を素材（原料）とする製品の成形加工に用いられる金型、樹脂型、木型等の型又は治具のことです。

※型を活用した取引を行っていない場合には、この項目を除外してください。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

※手形には一括決済方式又は電子記録債権を含みます。

※下請代金支払遅延等防止法に基づき親事業者へ指導する際の基準において、現在は「繊維業は90日、その他業種は120日」（これを超えるサイトの場合には手形を交付した親事業者は指導の対象となる）となっているところ、令和6年11月に「業種を問わず60日」に変更することが検討されています。下請代金支払遅延等防止法の基準が変更された場合には、本ひな形もそれに合わせて改正する予定です。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

2. 「振興基準」の遵守

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

記載上の注意

【定型部分】

- ・定形部分については、そのまま引用し、記載してください。
- ・なお、「下請取引以外の企業間取引についても、取引上の地位に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」という下記項目の趣旨に留意することに取り組む場合は、定型部分の後に、記載ください（取組内容に応じて、文章は適宜修正頂けます。）。

【個別記載部分】

- ・①～⑤のタイトル（「価格決定方法」等）及びタイトルの下の文章は、原則、そのまま記載してください。ただし、型を活用した取引を行っていない場合は、②の項目自体を削除してください。
- ・①～⑤のタイトルの下の文章について、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」の趣旨を鑑み、業種・業態の特性を踏まえ、各社で修正することは可能です。ただし、振興基準の内容に反する記載は認められません。
- ・なお、パートナーシップ構築宣言は、振興基準の内容を全体として遵守することを宣言いただくものであり、ひな形はそれを簡潔な文言で対外的に示すための文例です。このため、パートナーシップ構築宣言を行う際に、ひな形の文言から変更した場合でも、振興基準の内容を全体として遵守することを宣言いただくことには変わりはありません。

<振興基準>

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>

- ・「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく自社の取組方針をパートナーシップ構築宣言に盛り込む場合は、「①価格決定方法」に追記してください。また、独自に文書等を作成されている場合は別紙として添付し、1ファイルとして申請ください。具体的には、以下のように記載ください。

▶①に追記する場合（以下の【 】の箇所に具体的に記載ください）

（前略）その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。具体的には、【 】。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

▶別紙を添付する場合

（前略）その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、別紙の通り、指針に基づく当社の取組を進めます。原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。

- ・また上記を盛り込んだ場合、登録画面に盛り込んだ旨のチェックボックスがございますので、忘れずにチェックください。

【参考】「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」P.4

発注者の経営トップが、たとえ短期的にはコスト増となろうとも、労務費の上昇分の取引価格への転嫁を受け入れていく具体的な取組方針及びその方針を達成するための施策について意思決定し、社内の交渉担当者や、取引先である受注者に対し、書面等の形に残る方法で同方針又はその要旨などを示す、といった経営トップのコミットメントが求められる。

例えば、「パートナーシップ構築宣言」の中に経営トップの判断として、労務費の転嫁について、本指針に基づく自社の取組方針を盛り込むことが考えられる。

2. 「振興基準」の遵守

記載上の注意

【参考】

・「 」内に記載されている文書等は以下をご参照ください。

<①価格決定方法>

・労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka/romuhitenka-1.pdf>

<②型管理などのコスト負担>

・型取引の適正化推進協議会報告書

・型取引の基本的な考え方・基本原則について

・型の取扱いに関する覚書

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200526002/20200526002-6.pdf>

<④知的財産・ノウハウ>

・知的財産取引に関するガイドライン

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline01.pdf

・契約書ひな形

（秘密保持契約書ひな形）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline02.pdf

（共同開発契約書ひな形）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline03.pdf

（知的財産権等の取扱いに関する契約（開発委託契約）書ひな形）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline04.pdf

（知的財産権等の取扱いに関する契約（製造委託契約）書ひな形）

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/chizai_guideline/guideline05.pdf

3. その他（任意記載）

【任意記載部分】

3. その他（任意記載）

(例) 取引先満足度調査の実施、事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティ・フィフティ）”とする、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明済み等

(注) 「ホワイト物流」について記載する場合は、「ホワイト物流」に関する「自主行動宣言」を表明し、「ホワイト物流」推進運動のホームページに掲載されている必要があります。

(例) 約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

【個別記載部分】

○年○月○日

企業名

役職・氏名（代表権を有する者）

★取組の参考例★

○パートナーシップ構築宣言取組事例集

<https://www.biz-partnership.jp/outline.html#jireishu>

記載上の注意

【任意記載部分】

・個社で取り組む独自の取組を記載してください。

【個別記載部分】

・日付、企業名、役職、代表者氏名を記載・入力ください。

・自署欄は手書きを避けてください。

・押印は不要です。

提出の流れ

以下のURLからご提出ください。

提出先

(公財) 全国中小企業振興機関協会

URL : <https://www.biz-partnership.jp>

ファイル形式 : PDF形式

掲載に当たっての注意事項

- ・登録された宣言文は、(公財) 全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトにそのまま掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。

「宣言」を作成すれば

- ・「宣言」企業は、「ロゴマーク」を使うことができます。名刺などに記載することで、取組をPRできます。
<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#logo-mark>
- ・「宣言」企業に対して、一部の補助金の加点措置が受けられます。
<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#subsidy>
- ・「宣言」企業が宣言に基づく取組を実施するための資金融資が受けられます。
<https://www.biz-partnership.jp/merit/index.html#loan>